

◎岡山県規則第八十七号

岡山県規則で定める申請書等の押印の義務付けの廃止に関する規則を次のように定める。

令和二年十二月二十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県規則で定める申請書等の押印の義務付けの廃止に関する規則

(目的)

第一条 この規則は、岡山県規則で定める申請書、届出書その他の書類（以下「申請書等」という。）について、押印の義務付けを廃止することにより、行政手続の簡素化を図り、もって県民の負担を軽減することを目的とする。

(押印の義務付けの廃止)

第二条 岡山県規則で定める申請書等のうち、知事が別に定めるものについては、当該規則の規定にかかわらず、押印の義務付けを廃止するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。